

平成 2 5 年 9 月 4 日

インターネットバンキングサービス
ファームバンキングサービス
ご 契 約 者 各 位

大阪市信用金庫

「市信データ伝送サービス連絡票」のファクシミリ送信廃止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、インターネットバンキングサービス（市信ビジネスダイレクト）またはファームバンキングサービスにより、総合振込・給与振込をご利用いただいているお客さまには、データ送信とあわせて「市信データ伝送サービス連絡票」（以下「連絡票」といいます）をファクシミリ送信していただき、当金庫で送信データと「連絡票」を照合しております。

この取り扱いに関して、多くのご契約者さまから「連絡票のファクシミリ送信は不要」とのご意見をいただいておりますことから、平成 2 5 年 9 月 1 7 日（火）以降の総合振込・給与振込のデータ送信分につきましては、「連絡票」のファクシミリ送信の取り扱いを廃止させていただきます。

これにより、当金庫では送信データと「連絡票」の照合を行わず、受付しました送信データのみで振込処理を行いますので、お客さまにおかれましては、送信完了時の送信結果画面または送信完了プリント等により、送信データ内容および正常送信となった旨を必ずご確認ください。

万一、送信異常となった場合や正しく送信ができたか不明な場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

今後とも当金庫をご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

「データ伝送による総合振込に関する協定書」および
「データ伝送による給与振込に関する覚書」の変更について

「連絡票」のファクシミリ送信の廃止にともない、インターネットバンキングサービスまたはファームバンキングサービス契約時に締結しております「データ伝送による総合振込に関する協定書」および「データ伝送による給与振込に関する覚書」につきまして、第2条（振込依頼）に記載しております「金庫所定の時間までに伝送するとともに、別途合計件数・金額を乙に通知する。」の項目から「別途合計件数・金額を乙に通知する。」の部分を削除し、「金庫所定の時間までに伝送する。」と変更いたします。

本件についてご意見のあるお客さまは、平成25年9月13日（金）までに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、本件の変更をご承諾いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

【本件に関するお問い合わせ先】

大阪市信用金庫 事務部

電話 06 - 6201 - 3061